

# 鳴門市スポーツ推進計画 (素案)

平成26年8月22日

鳴門市教育委員会

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の趣旨	2
3. スポーツの定義	2

## 第2章 鳴門市のスポーツの現状

1. スポーツライフに関する実態調査結果	3
2. スポーツ関連組織	7
3. 施設の概要	8

## 第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	9
2. 計画の基本目標	10
3. スポーツ推進の意義	11
4. 計画の位置づけ	12
5. 計画の役割	14
6. 計画の期間	14

## 第4章 計画の体系

## 第5章 スポーツ推進のための具体的な施策

1. 子供・青少年の体育・スポーツ機会の充実	18
(1) 子供・青少年のスポーツ活動機会の充実	19
(2) 学齢期の体育活動機会の充実	20
2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	21
(1) スポーツの参加機会の拡充	23
(2) 高齢者のスポーツ活動の支援	24
(3) 障がい者のスポーツ活動の支援	24
(4) 競技スポーツの支援	25
(5) スポーツ活動における安全の確保	25
3. 市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備	26
(1) 体育協会の活動支援	27
(2) スポーツ推進委員の育成・活動支援	28
(3) 総合型地域スポーツクラブの活動支援	28
(4) 関連組織との連携	28
(5) 新たなスポーツ施設の整備	28

## 資料編



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

国においては、昭和36年に制定しましたスポーツ振興法に基づき、スポーツ施策を推進してきましたが、時代の経過とともに、少子高齢化や情報化の進展、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化が進んだほか、グローバル化に伴い国際的な協力・交流が活発になる一方、国際競争力も激化するなど、国を取り巻く社会環境や価値観は急激に変化してきました。

そうした中で、スポーツは多くの人々の健康及び体力の保持増進、スポーツイベント等における交流を通じた地域の一体感の醸成等の役割を担ってきました。

また、平成23年3月11日には、東日本大震災が発生し、多くの人命が奪われるとともに、日常生活にも大きな被害をもたらしましたが、被災地では、スポーツによる被災者や避難者を元気づける取組など、状況や社会を変えることができるスポーツの持つ大きな力を示すことになりました。

このように、スポーツを巡る状況は大きく変わり、スポーツの価値や社会的役割の重要性が高まってきました。こうした状況を踏まえ、国においてはスポーツの推進のため、平成23年6月にスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正し、新たにスポーツ基本法（平成23年法律第78号）を制定しました。そして、この基本法に基づき、スポーツが果たす役割の重要性を踏まえ、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出を目指すために、平成24年3月にスポーツ基本計画を定めました。

市においても国と同じく、人口減少や少子高齢化の急速な進行にともない、競技者や指導者の不足等を原因とするスポーツ活動の縮小や、地方税収の減少と社会保障費の増加による財政状況の悪化、また、高度情報化の進展にともなうライフスタイルの変化といった社会的な要因により、地域社会の人間関係の希薄化等の様々な課題が見られるようになりました。

その一方で、1964年の東京大会以来、56年ぶりに夏季オリンピック・パラリンピック競技大会が2020年に東京で開催されることが決定し、全国的にスポーツに対する機運が高まるなかで、今後、市民のスポーツへの興味や関心が深まっていくことが期待されています。

## 2. 計画の趣旨

市においては、[平成24年3月に第六次鳴門市総合計画（計画期間 平成24年度～平成33年度）を策定し](#)、「生きがいあふれるまち なんと」の政策の中において、「生涯スポーツの振興」を重点施策と位置づけ、

- ① スポーツ施設の整備
- ② スポーツ活動の推進

を基本事業として取り組んでいます。

スポーツは、[身体を動かす](#)という人間が生まれながらにして持つ欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値と、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造などの[市民生活](#)において多面に渡る役割を担っています。

市としては、スポーツが社会の大きな変化の中で、市民のニーズに[対応し](#)、地域社会の課題解決を図っていくこと[が](#)期待されていることから、スポーツの価値や社会的役割の重要性に鑑み、これまでの取組を十分に踏まえた新たなスポーツ施策に取り組んでいくために、市のスポーツに関する基本となる「鳴門市スポーツ推進計画」を策定します。

## 3. スポーツの定義

本計画では、スポーツを「[余暇活動として行われるスポーツ、レクリエーション](#)」として幅広く捉えています。これには、[オリンピック・パラリンピックや国体・全国障害者スポーツ大会等の競技種目だけではなく、アウトドアスポーツやマリンスポーツ、ウォーキング、散歩、ラジオ体操等の健康づくりのための運動、なわとび、鬼ごっこ、公園遊具等による子供の運動遊び、釣り、海水浴、キャンプ等の余暇活動が含まれます。](#)

## 第2章 鳴門市のスポーツの現状

### 1. スポーツライフに関する実態調査結果

市民のスポーツ実施状況やニーズを把握し、全国調査との比較等の視点から、市が実施する施策や事業のあり方を検討するため、市民を対象に平成24年12月から平成25年1月までの期間に実施したアンケート調査結果を以下に抜粋しました。

#### <主な調査結果 成人>

##### (1) 成人の運動・スポーツの実施頻度

今回、市の成人男性の運動・スポーツの実施頻度については(44.6%)、内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」(2009)の全国調査とほぼ同様の実施率でしたが、成人女性については(30.6%)、週1日以上の定期的な運動・スポーツ実施率が全国調査と比べて低い上に、過去1年間に運動・スポーツをしなかった方(非実施者：28.9%)の割合も高くなっています。

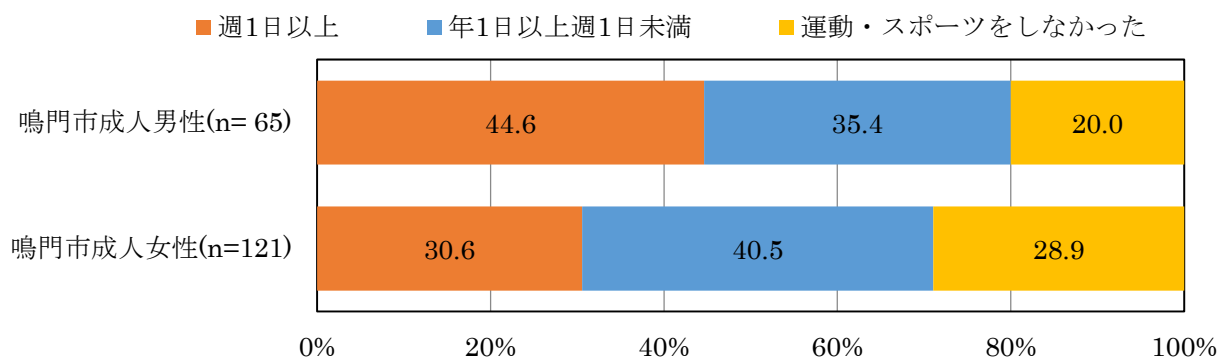


図 2-1 過去1年間の運動・スポーツの実施頻度

(調査結果の詳細は、資料編を参照)

## (2) 実施している運動・スポーツ種目

過去1年間に1回以上実施した運動・スポーツの種目を示しました。成人男性は、一般的に実施率の高い歩行系（散歩・ウォーキング・ハイキング等）や体操系（軽い体操、筋力トレーニング）の実施が多くなっています。また、成人女性も成人男性と同じような傾向にあり、ともに笹川スポーツ財団の全国調査（以下「全国調査」という。）とほぼ同様の結果となっています。

全国調査に比べて市で人気(実施率)の高い種目として、男性では「釣り」、女性では「卓球」があげられます。

表 2-1 過去1年間に行った運動・スポーツ種目

鳴門市成人男性(2012)		(%)	(n)	順位	鳴門市成人女性(2012)	(%)	(n)
1	散歩(ぶらぶら歩き)	47.7	31	1	散歩(ぶらぶら歩き)	44.6	54
2	ウォーキング	33.8	22	2	ウォーキング	29.8	36
3	釣り	23.1	15	3	体操(軽い体操、ラジオ体操など)	23.1	28
4	体操(軽い体操、ラジオ体操など)	20.0	13	4	ボウリング	11.6	14
5	筋力トレーニング	18.5	12	5	水泳	8.3	10
6	ジョギング・ランニング	15.4	10	6	筋力トレーニング	6.6	8
7	ゴルフ(コース)	13.8	9	6	卓球	6.6	8
	ゴルフ(練習場)	13.8	9		8	バドミントン	5.8
9	登山	10.8	7	9	サイクリング	5.0	6
	ボウリング	10.8	7		ソフトテニス(軟式テニス)	5.0	6
11	水泳	9.2	6		なわとび	5.0	6
	ハイキング	9.2	6	12	海水浴	4.1	5
13	海水浴	7.7	5		釣り	4.1	5
	キャッチボール	7.7	5		登山	4.1	5
	サイクリング	7.7	5		バレーボール	4.1	5

[\(調査結果の詳細は、資料編を参照\)](#)

## (3) 今後行いたい運動・スポーツ種目

現在行っているものを含めて、今後行いたい運動・スポーツの種目をみると、成人男性、成人女性ともに全国調査とほぼ同様の結果となっています。全国調査に比べて市で実施希望者の多い種目として、男性では「水泳」、女性では「卓球」があげられます。

[\(調査結果の詳細は、資料編を参照\)](#)

(表 2-2 削除)

## <主な調査結果 青少年>

### (1) 過去1年間の運動・スポーツの実施頻度

過去1年間に行った運動・スポーツの実施頻度を、表3-1の実施頻度群に分類しました。全国調査と比べると、市の高校生は過去1年間に運動・スポーツをしなかった非実施者の割合が高くなっています。市の小学生、中学生についても、非実施者の割合がやや高いものの、いずれの実施頻度群についても同様の傾向がみられます。

表 3-1 運動・スポーツ実施頻度群

実施頻度群	基準
非実施群	非実施(0回/年)
低頻度群	年1回以上週3回未満(1~155回/年)
中頻度群	週3回以上週7回未満(156~363回/年)
高頻度群	週7回以上(364回以上/年)

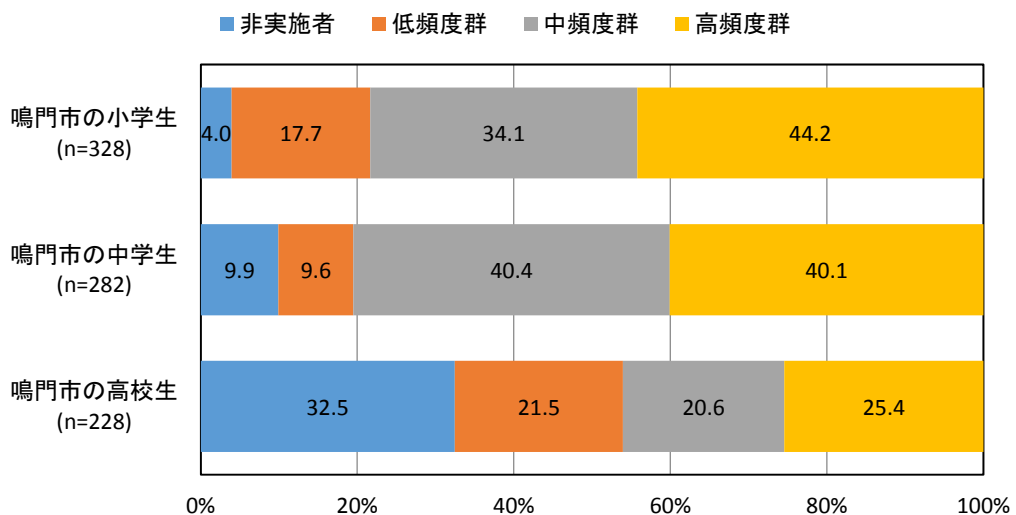


図 3-1 過去1年間の運動・スポーツの実施頻度

(調査結果の詳細は、資料編を参照)



## (2) 実施している運動・スポーツ種目

過去1年間に1回以上実施した運動・スポーツの種目をみると、小学校4～6年生、中学生、高校生いずれも全国調査とほぼ同様の結果となっており、市で人気(実施率)の高い種目として、中学生と高校生の「ウォーキング」があげられます。一方、全国の小学校4～6年生では、第3位に「水泳」が入っているものの、市の小学校4～6年生では、上位10種目には含まれず、実施率が低いことが分かります。市内にスイミングスクールがないことが影響している可能性もあります。

表 3-2 過去1年間に行った運動・スポーツ種目

鳴門市の公立小中高生 (2013)											
順位	小学校4～6年生 (n=326)			順位	中学生 (n=278)			順位	高校生 (n=222)		
		(%)	(n)			(%)	(n)			(%)	(n)
1	なわとび(長なわとびを含む)	77.3	252	1	ジョギング・ランニング	40.3	112	1	ウォーキング	26.1	58
	おにごっこ	77.3	252	2	筋力トレーニング	32.0	89	2	ジョギング・ランニング	23.4	52
3	ドッジボール	73.0	238	3	ウォーキング	29.5	82	3	バスケットボール	18.0	40
4	ぶらんこ	67.8	221	4	なわとび(長なわとびを含む)	28.1	78		バドミントン	18.0	40
5	かくれんぼ	56.4	184	5	バスケットボール	27.7	77		筋力トレーニング	18.0	40
6	サッカー	54.0	176	6	おにごっこ	27.3	76	6	サッカー	16.2	36
7	鉄棒	50.6	165	7	卓球	24.1	67	7	卓球	14.0	31
8	自転車あそび	50.3	164	8	サッカー	21.9	61	8	野球	11.7	26
9	キャッチボール	43.6	142	9	キャッチボール	19.8	55		キャッチボール	11.7	26
10	かけっこ	41.4	135		ドッジボール	19.8	55	10	パレーボール	10.8	24
									ボウリング	10.8	24

[\(調査結果の詳細は、資料編を参照\)](#)

## (3) 今後行いたい運動・スポーツ種目

現在行っているものを含めて、今後行いたい運動・スポーツの種目をみると、小学校4～6年生、中学生、高校生いずれも全国調査とほぼ同様の結果となっています。

### (表 3-3 削除)

[\(調査結果の詳細は、資料編を参照\)](#)

## 2. スポーツ関連組織

市のスポーツを推進していくために、重要な役割を担うスポーツ関連組織として4つの組織があります。

### (1) 体育協会

体育協会は、市における体育振興や、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的に活動しており、以下の加盟団体から構成されています。

【体育協会加盟団体一覧表】

<a href="#">陸上競技協会</a>	<a href="#">水泳協会</a>	<a href="#">剣道協会</a>	<a href="#">柔道協会</a>	<a href="#">相撲連盟</a>
<a href="#">バレーボール協会</a>	<a href="#">バスケットボール協会</a>	<a href="#">軟式野球連盟</a>	<a href="#">卓球協会</a>	<a href="#">中学校体育連盟</a>
<a href="#">小学校体育連盟</a>	<a href="#">体操協会</a>	<a href="#">ソフトボール協会</a>	<a href="#">サッカー協会</a>	<a href="#">ソフトテニス協会</a>
<a href="#">弓道協会</a>	<a href="#">アーチェリー協会</a>	<a href="#">スポーツ少年団</a>	<a href="#">バドミントン協会</a>	<a href="#">なぎなた連盟</a>
<a href="#">ラグビーフットボール協会</a>	<a href="#">空手道協会</a>	<a href="#">ファミリーバドミントン協会</a>	<a href="#">ソフトバレーボール連盟</a>	<a href="#">グラウンドゴルフ協会</a>

### (2) スポーツ少年団

スポーツ少年団は、スポーツによる子供や青少年の健全育成を目的に活動しており、約2割の小学生が加入しています。

【スポーツ少年団登録一覧表】

年度	単位団数	登録人数		実施種目
		指導者	団員	
<a href="#">24</a>	<a href="#">37</a>	<a href="#">149</a>	<a href="#">629</a>	<a href="#">サッカー</a> <a href="#">野球</a> <a href="#">バレーボール</a> <a href="#">ミニバスケット</a>
<a href="#">25</a>	<a href="#">38</a>	<a href="#">139</a>	<a href="#">582</a>	<a href="#">陸上</a> <a href="#">剣道</a> <a href="#">卓球</a> <a href="#">少林寺拳法</a>

### (3) 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブとは、地域住民が主体的に運営を行い、住民の誰もが、性別、年齢、障害の有無にかかわらず参加できるスポーツクラブのことです。

市内には、一般社団法人NICE（ナイス）とNARUTO総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会の2組織があります。

### (4) スポーツ推進委員会

スポーツ推進委員は、スポーツを推進するためにスポーツ基本法第32条第2項に基づいて任命される非常勤の職員（任期2年）で、各小学校区及び事務局から推薦された25名の方がいます。

### 3. 施設の概要

#### (1) 社会体育施設

市内には以下の機能を有する社会体育施設がありますが、鳴門市市民会館（昭和36年建設）や鳴門勤労者体育センター（昭和55年建設）は、施設の老朽化が進行しています。

●：開放施設

区分	No.	施設名	設立	設置	利用料	設備										
						体育館	グラウンド	アリーナ	武道場	トレーニングルーム	庭球場	野球場	サッカー場	多目的・イベント広場	その他	
社会体育施設	1	鳴門市市民会館	昭和36年	市立	有料	●										
	2	鳴門市鳴南運動場	昭和48年	〃	無料		●									
	3	鳴門市桑島テニスコート	昭和53年	〃	〃						●					
	4	鳴門勤労者体育センター	昭和55年	〃	有料	●										
	5	鳴門市剣道場	昭和55年	〃	無料				●							
	6	鳴門市大谷運動場	昭和57年	〃	〃		●									
	7	鳴門市相撲場	昭和63年	〃	〃											●
	8	鳴門市桑島サッカー場	平成7年	〃	〃								●			
	9	鳴門市体操場	平成8年	〃	有料	●										
	10	鳴門市アーチェリー場	平成8年	〃	無料											●
	11	鳴門市総合運動場	平成10年	〃	有料		●					●	●			
	12	徳島県鳴門・大塚スポーツパーク	昭和46年	県立	〃	●	●	●	●	●	●	●	●			●
	13	鳴門ウチノ海総合公園	平成15年	〃	無料						●			●		●

(施設の詳細は、資料編を参照)

#### (2) 学校体育施設

市内には小学校が16校、中学校が5校あります。そのうち地域住民を対象に学校施設開放を行っているのは、全ての小学校と第一中学校を除く4つの中学校となっています。

●：開放施設、○：開放施設であるが、利用実績なし、△：施設はあるが、開放なし

区分	No.	施設名	設備			
			体育館	グラウンド	武道場	屋外プール
学校体育施設	1	撫養小学校	●	●		△
	2	黒崎小学校	●	●		△
	3	桑島小学校	●	●		△
	4	第一小学校	●	●		△
	5	大津西小学校	●	●		△
	6	林崎小学校	●	●		△
	7	里浦小学校	●	●		△
	8	鳴門東小学校	●	●		△
	9	鳴門西小学校	●	●		△
	10	明神小学校	●	●		△
	11	瀬戸小学校	●	●		△
	12	北灘東小学校	●	●		△
	13	北灘西小学校	●	●		△
	14	堀江北小学校	●	●		△
	15	堀江南小学校	●	●		△
	16	板東小学校	●	●		△
	17	第一中学校	△	△	△	△
	18	第二中学校	●	●	○	△
	19	鳴門中学校	●	●	●	△
	20	瀬戸中学校	●	●	○	△
	21	大麻中学校	●	●	●	

(施設の詳細は、資料編を参照)

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

スポーツ基本法は、前文において「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」と、はじめてスポーツをすることが国民の権利であると記載しました。

市においては、この法の理念に基づき、国、県のスポーツ計画等を参考に、市民ニーズを踏まえた計画を策定するとともに、スポーツの持つ力を最大限に活用し、「スポーツうずまくまち なる」とを計画の基本理念として、国、県、スポーツ団体をはじめとする関係者との連携と市民の皆さんとの協働によって、その基本理念の実現を図ります。

#### 【基本理念】

**スポーツうずまくまち なる**

#### 【抜粋】 スポーツ基本法 （平成23年法律第78号）

（前文）

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

## 2. 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、今後のスポーツ推進の主要な目標を次のとおり掲げて、具体的な施策を展開します。

### 基本目標1 子供・青少年の体育・スポーツ活動機会の充実

スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある子供・青少年のスポーツが体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となることから、学校における体育・スポーツ活動や地域のスポーツ活動の支援を行い、様々な種目に触れる機会を確保し、子供・青少年の健全育成を目指します。

### 基本目標2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

年齢、性別、障がいの有無等を問わず、生涯にわたりライフステージに応じたスポーツ活動に取り組むことは、人間本来の体を動かすという生まれながら持つ欲求に応えるとともに、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進等、文化的な生活を営む上で不可欠なものです。そのため、それぞれのステージに応じたスポーツ活動が行えるように、スポーツ機会の創出、活動の支援等を通じて、生涯スポーツの推進を図ります。

### 基本目標3 市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

市民が、スポーツに親しむことができるスポーツ環境を整備することは、各世代の交流の機会を創出するとともに、地域社会の活性化及び一体感の醸成につながり、地域が抱える人間関係の希薄化等の課題への対応策の一つとして大変重要なものです。

そこで、体育協会、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関連組織をはじめとする関係者との連携や市民との協働により、地域のスポーツ環境の整備に取り組めます。

### 3. スポーツ推進の意義

スポーツは、トップアスリートが不断の努力により人間の可能性の極限を追求することで、多くの人々に誇りや喜び、夢や感動をもたらし、次世代のスポーツ選手の育成につながり、地域の競技スポーツの発展に寄与するものです。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に資するものです。

「スポーツは、年齢、性別、障がいの有無等を問わず心身の健康の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等にも重要な役割を果たすものであることから、健康で活力に満ちた社会の実現に不可欠なものです。」

また、「スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の地域課題の解決に寄与する可能性を有するものです。」

このように、スポーツが果たす重要な役割に鑑み、スポーツ推進を図ることにより、「スポーツうずまくまち なる」との実現を図ります。

#### 4. 計画の位置づけ

- ① この計画は、スポーツ基本法第10条に基づき、市のスポーツ・レクリエーション施策を推進していくための基本計画として策定しました。

【抜粋】 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

（地方スポーツ推進計画）

**第十条** 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- ② 国が平成24年3月に策定した「スポーツ基本計画」並びに徳島県が平成25年3月に策定した「スポーツ推進計画」の内容を[参酌しながら市の実情を](#)踏まえて策定しました。

【抜粋】

（国：スポーツ基本計画）

10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

- ①子供のスポーツ機会の充実
- ②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦スポーツ界の好循環の創出

（徳島県：スポーツ推進計画）

計画の基本理念

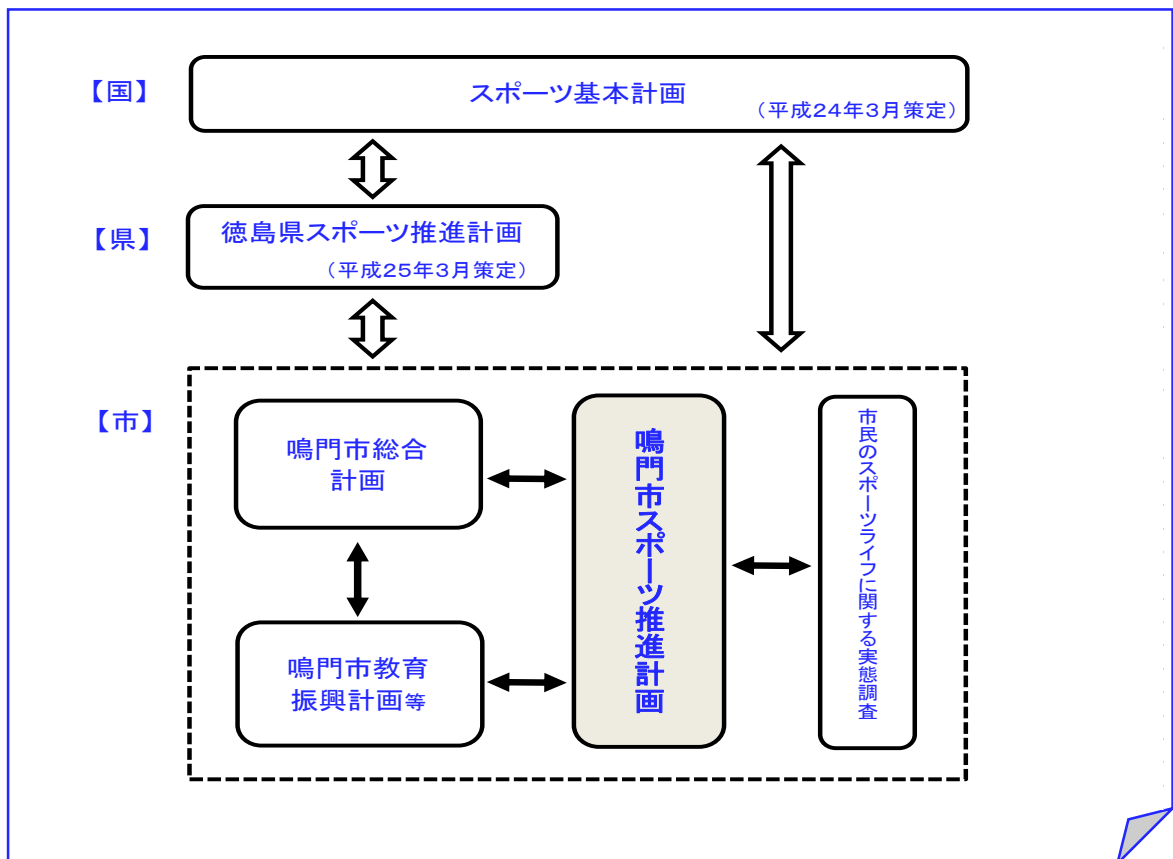
県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツを通じて県民の元気を創造する、全国に誇りうる『スポーツ王国とくしまづくり』の実現

③「第六次鳴門市総合計画」(平成24年度策定)、「鳴門市教育振興計画」(平成18年度策定)等の行政計画との整合性を図りながら策定しました。

【抜粋】第六次鳴門市総合計画

将来都市像： 結びあう絆が創る 笑顔と魅力うずまく鳴門  
 基本政策： ずっと笑顔で生きがいを感じるまちづくり  
 政策： 生きがいあふれるまち なる  
 施策： スポーツ・レクリエーション 生涯スポーツの振興  
 ～みんなが身近にスポーツを楽しめるまち～

【計画の位置づけのイメージ図】



④「市民のスポーツライフに関する実態調査」の結果に基づき、市民のスポーツに対するニーズを踏まえて計画を策定しました。

【抜粋】

○調査対象  
 鳴門市に在住する20代から70歳代の各年代100名(600名)  
 市内公立校に在籍する小学校4年生から高校3年生の児童生徒900名

○調査時期  
 平成24年12月～平成25年1月



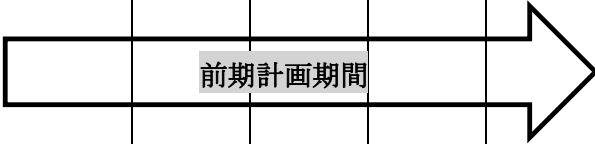

## 5. 計画の役割

- ① 市民に対して、計画の基本理念、基本目標等を明示することでスポーツへの関心を高め、スポーツ活動へ積極的な参加を促進するとともに、スポーツを通じてすべての市民等が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を協働して目指す計画とします。
- ② 体育・スポーツ関係団体に対して、計画の基本理念、基本目標等を明示することで市のスポーツ施策に対する理解を深めてもらい、スポーツの推進のための主体的な取組や行政との連携を通じて、市民の心身の健康の保持増進等に努めることを目指す計画とします。
- ③ 国や県に対して、計画の基本理念、基本目標等を明示することで、市のスポーツ施策に対する理解や事業の推進に対して積極的な支援を求める計画とします。

## 6. 計画の期間

平成27年度から平成36年度までの10年計画とし、平成31年度までを前期計画期間、平成32年度からを後期計画期間とします。

毎年度末に計画の進捗状況について、フォローアップを行い、その結果に基づいて効率的かつ弾力的に計画の推進を図ります。

平成 27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)	36年度 (2024)
									
				(見直し)					
				●ラグビーワールドカップ	●東京オリンピック・パラリンピック	●ワールドマスターズゲームズ			



# スポーツうずまくまち になると

## 1. 子供・青少年の体育・スポーツ機会の充実

(1) 子供・青少年のスポーツ活動機会の充実

- ① 子供のスポーツ活動機会の充実
- ② スポーツ少年団の活動支援
- ③ スポーツ大会等の開催（子供・青少年）
- ④ スポーツボランティアとの連携

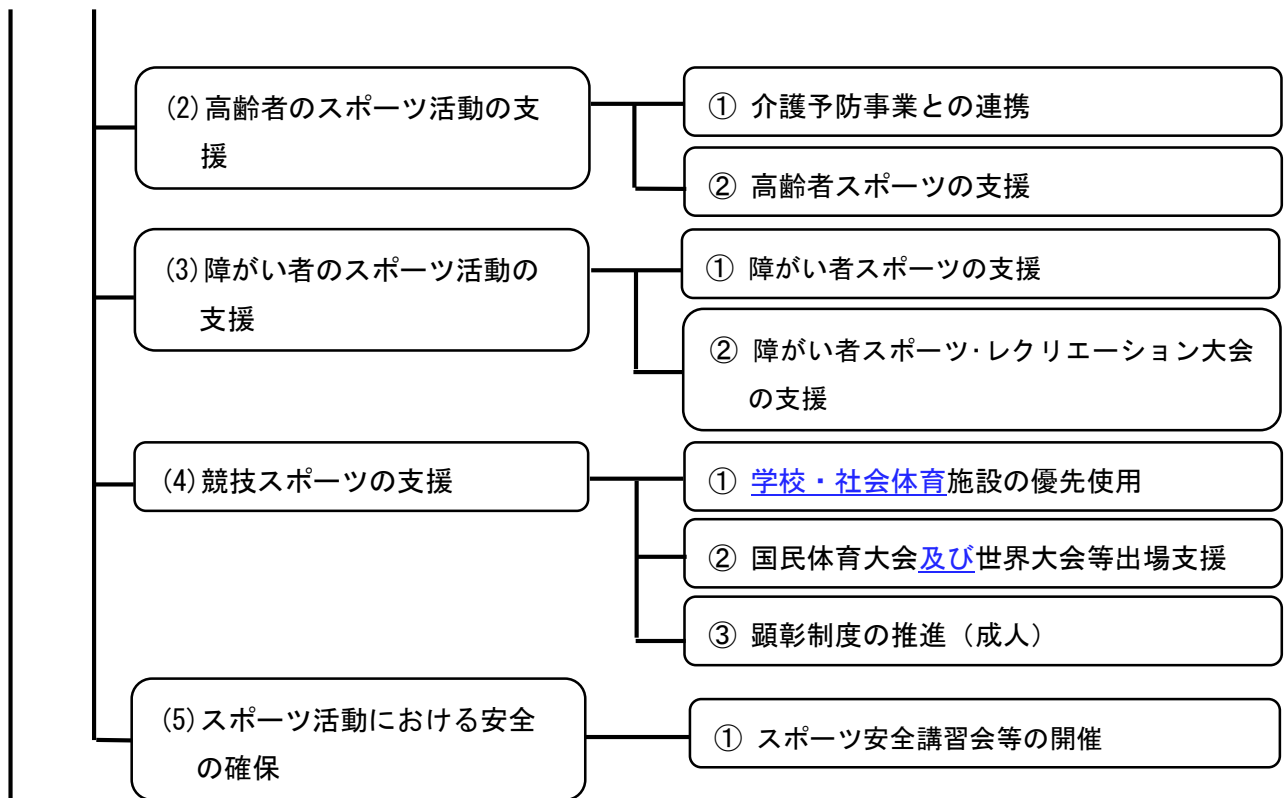
(2) 学齢期の体育活動機会の充実

- ① 小学校体育連盟による各種体育行事の開催支援
- ② 中学校体育連盟による各種体育大会の支援
- ③ スポーツ指導者の活用
- ④ 四国及び全国大会等出場支援
- ⑤ 顕彰制度の推進（子供・青少年）

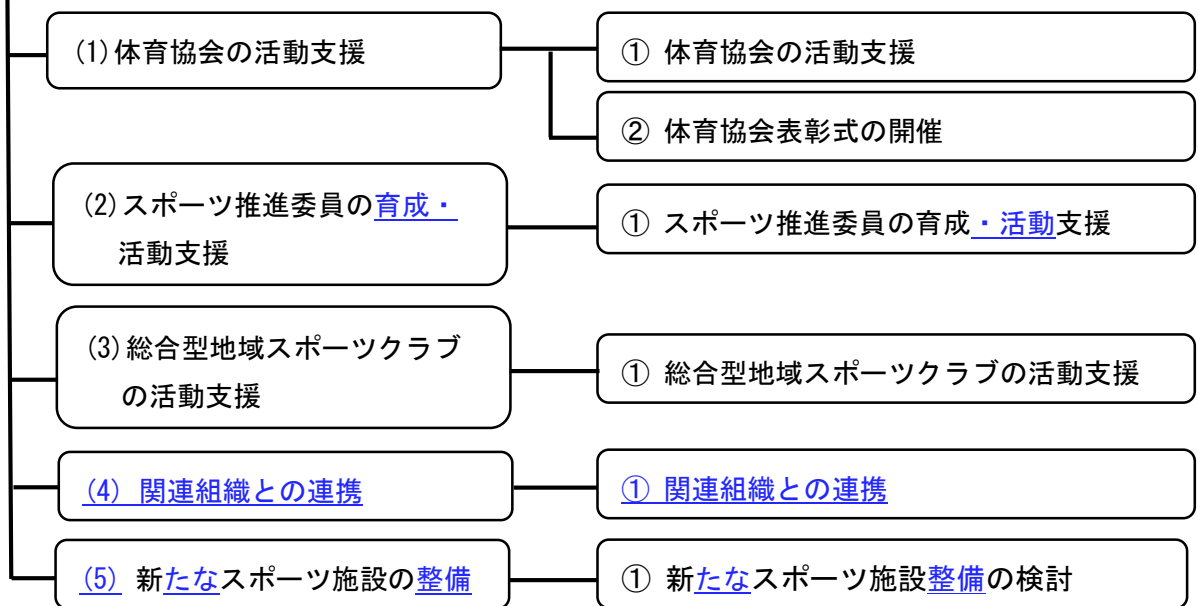
## 2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(1) スポーツの参加機会の拡充

- ① 日常的にスポーツに参加することができる機会の提供
- ② スポーツ大会等の開催（成人）
- ③ 学校体育施設の活用
- ④ スポーツボランティアの発掘及び育成
- ⑤ 観るスポーツの機会の創出
- ⑥ スポーツ情報の発信



**3. 市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備**



## 第5章 スポーツ推進のための具体的な施策

### 1. 子供・青少年の体育・スポーツ機会の充実

#### <現状と課題>

- ・ 幼児期から遊びを中心とする身体活動を行うことは、多様な動きを身に付けるだけでなく、将来的なスポーツの取組習慣となり、豊かな人生を送るため必要となることから、保育園や幼稚園、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関連組織と連携した取組を進めることが求められています。
- ・ 市と笹川スポーツ財団が共同で実施した「青少年のスポーツライフに関する実態調査」によると、過去1年間の運動・スポーツの非実施者の割合が、小学生は4.0%、中学生は9.9%となっており、全国の調査結果（小学生の非実施者の割合が3.5%、中学生については8.6%）と比較しても、やや高くなっています。
- ・ 少子高齢化の影響により、スポーツ少年団の加入者の減少やスポーツ指導者の確保の難しさが見られるなど、子供たちのスポーツ機会の減少が懸念されることから、スポーツ活動への支援が必要となります。
- ・ 小学校体育連盟や中学校体育連盟が、学校教育の一環として行う体育行事、運動部活動等は、全国的に運動・スポーツをする青少年とそうでない青少年の二極化が進み、運動習慣が身につけていない青少年が増加しつつある中で、活動の重要性が高まっています。
- ・ 競技力の向上を図るために、四国や全国大会等に出場する選手を支援したり、優秀な成績を残した生徒を表彰したりすることが必要となります。

#### <基本方針>

- ・ 幼児期からからスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや意義・価値を実感することができる機会を創出し、子供たちの将来的なスポーツの取組習慣につなげます。
- ・ また、学校における体育活動やスポーツ活動の継続的な支援を行い、スポーツ機会の充実を図ります。

## (1) 子供・青少年のスポーツ活動機会の充実

### ① 子供のスポーツ活動機会の充実 【継続】

運動遊びなどを通して子供の心身の成長を促し、将来、豊かな人生を送るため、保育園や幼稚園、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、プロスポーツチーム等のスポーツ関連組織と連携し、幼少期からスポーツに触れる機会を創出します。

### ② スポーツ少年団の活動支援 【継続】

スポーツ少年団の活動支援として、全国大会へ出場する選手の旅費等を負担し、経費軽減を図ります。

また、練習や大会等の際に使用する学校体育施設や市の社会体育施設について、優先的な使用ができるように配慮し、継続的にスポーツ少年団活動に取り組むことができるよう、活動の支援に努めます。

### ③ スポーツ大会等の開催（子供・青少年）【継続】

鳴門クロスカントリー大会やスポーツ少年団を対象とした駅伝競走大会を開催し、子供・青少年の競技力や体力向上を図ります。

また、体育協会加盟団体やその他スポーツ団体が開催し、子供・青少年が参加する大会として、例えばサッカーフェスティバルや徳島駅伝等の支援を行い、スポーツ活動機会の充実に努めます。

#### **【参加者数】**

年度	鳴門クロスカントリー大会			スポーツ少年団駅伝競走大会	
	小学生	中学生	高校生	単位団	小学生
23	357	34	33	15	194
24	303	54	43	18	231
25	266	22	52	16	179



④スポーツボランティアとの連携 【拡 充】

スポーツ少年団や体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員等と連携し、日常的なスポーツ指導や大会運営等、スポーツを支えるボランティアスタッフの発掘・育成し、子供・青少年のスポーツ活動の充実を図ります。

(2) 学齢期の体育活動機会の充実

①小学校体育連盟による各種体育行事の開催支援 【継 続】

小学校体育連盟による体育活動を推進するため、陸上運動記録会、体操発表会や水泳教室等の各種体育行事の開催等の支援を行い、活動機会の充実に努めます。

②中学校体育連盟による各種体育大会の支援 【継 続】

中学校体育連盟による体育活動を推進するため、市中学校総合体育大会、陸上競技大会、軟式野球春季選手権大会等の開催支援を行い、活動機会の充実に努めます。

③スポーツ指導者の活用 【継 続】

小学校・中学校の体育、部活動において、専門的な知識及び技術に基づき、安全で円滑な指導が行われるよう、体育協会、総合型地域スポーツクラブと連携し、地域のスポーツ指導者の学校教育現場での活用を図ります。

また、専門性を有するスポーツ指導者を育成し、指導体制の充実に努めます。

④四国及び全国大会等出場支援 【継 続】

中学生の競技力向上の支援策として、四国大会、全国大会や国民体育大会へ出場する選手の旅費等を負担し、経費軽減を図ります。

⑤顕彰制度の推進（子供・青少年） 【継 続】

県記録の樹立や四国大会、全国大会等で優秀な成績を残した小中高校生について、鳴門市教育委員会表彰、鳴門市体育協会表彰、鳴門市スポーツ少年団表彰等の機会において表彰し、スポーツに対する意欲を高めます。

【表彰者数】

年度	鳴門市教育委員会表彰		鳴門市体育協会表彰(優秀者・奨励者)			鳴門市スポーツ少年団表彰
	小学生	中学生	小学生	中学生	高校生	小学生
23	3	2	48	3	18	32
24	7	0	46	1	14	2
25	2	4	28	6	14	4

## 2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

### <現状と課題>

- ・ 市と笹川スポーツ財団が共同で実施した「市民のスポーツライフに関する実態調査」の結果によると、週1日以上の実施割合が、市の成人男性は、44.6%、成人女性は、30.6%となっており、成人男性・女性ともに、国の目標値に近づけるためには、市民のスポーツニーズに対応した施策が必要となります。

#### 【国のスポーツ基本計画の目標値】

○成人の週1回以上の実施頻度 65%程度 ○成人の週3回以上の実施頻度 30%程度

- ・ 今後行いたい運動・スポーツ種目について見ると、男性は「水泳」、女性は「ヨガ」や「卓球」の実施希望者が多くなっていることから、特に、成人女性のスポーツ実施の割合を高めるためにも、ニーズに対応した取組が必要となります。
- ・ 内閣府の世論調査によると、世代別の運動・スポーツを行わなかった理由をとしては、「仕事（家事・育児）が忙しくて時間がない」が20～60歳代で最も多く挙げられ、70歳以上では「体が弱いから」、「年をとったから」等の理由が大きな割合を占めており、運動・スポーツを行う際の阻害要因は世代によって異なっていることから、各世代の市民が年齢、性別、障がいの有無等を問わずスポーツ活動に取り組むことができる環境の整備が求められています。
- ・ スポーツ大会等の開催については、スポーツ未実施者やスポーツが苦手な人に対するスポーツへの参加のきっかけづくりとなることや、スポーツを身近に親しみ、交流を広げる場となることから、幅広い世代の人々が参加できる大会等の開催が期待されています。
- ・ 学校体育施設の開放について見ると、男性・女性ともに6割の市民が開放を知らないと回答しており、新たな社会体育施設の整備が難しい状況の中で、学校体育施設を効率的に活用して、施設の不足に応える必要があります。  
その一方で、学校体育施設の開放に伴う光熱水費や施設使用料等の受益者負担、また、学校体育施設の運営等の課題もあることから、教育委員会・学校・地域社会が共同して担っていくことが求められています。
- ・ スポーツボランティアは、地域のスポーツクラブ等の日常的な運営や指導を支えたり、地域のスポーツ大会等の運営を支えるなどしており、スポーツ推進のために一層の活躍が期待されています。  
また、スポーツボランティアの実施状況と実施希望について見ると、男性の実施割合（12.3%）・希望割合（20.3%）と、女性の実施割合（6.6%）・希望割合（14.2%）



は、笹川スポーツ財団の全国調査の結果より高く、スポーツを「支える」ニーズがあることから、スポーツ推進のため、スポーツボランティアの活動を促進することが望まれています。

- ・ スポーツは、「する」だけでなく、「観る」ことで、スポーツへの関心や理解を深めたり、スポーツをするきっかけとなったりするなど、重要な役割を有することから、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦を促進することが期待されています。
- ・ 急速に高齢化が進行し、市民の4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎える中で、運動・スポーツを活用した健康づくりや体力づくりを進める必要があります。
- ・ スポーツ基本法の規定において、スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類や程度に応じ必要な配慮をしつつ推進することが求められています。
- ・ 競技力の向上を図るために、限られた施設を効率的に使用して、日々の練習等が行える環境を整備することや、世界レベルの大会等に出場する選手を支援したり、優秀な成績を残した選手等を表彰したりすることが必要となります。
- ・ スポーツ活動における安全の確保は、日常的にスポーツに親しむために不可欠であることから、指導者やスポーツボランティアが必要な知識・技術を習得することが必要となります。

#### <基本方針>

生涯スポーツ社会の実現を図っていくため全ての市民が「その自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会」の確保を図ります。

また、市においては、法の趣旨や基本計画を踏まえて、国の示す目標値を目指すためにも、各世代のスポーツにおける現状とニーズを把握するとともに、それに応えた施策を検討し、スポーツ活動の向上に向けた取組を進めます。

## (1) スポーツの参加機会の拡充

### ①日常的にスポーツに参加することができる機会の提供 【拡充】

成人の世代が日常的にスポーツに参加することができるように、体育協会加盟団体及び総合型地域スポーツクラブと連携することで、市民のスポーツニーズに対応した多目的のスポーツを提供し、スポーツの参加機会の拡充を図ります。

### ②スポーツ大会等の開催（成人） 【拡充】

スポーツへの興味や関心を高めたり、スポーツをするきっかけ等として、子供から高齢者までの幅広い世代を対象とした、鳴門クロスカントリー大会や世界的なスポーツイベントであるチャレンジデーを開催します。

#### 【参加者数】

年度	鳴門クロスカントリー大会	鳴門市チャレンジデー		
	参加者数(小中高校生除く)	参加者数	イベント数	参加率
23	150	35,176	25	56.3%
24	108	38,212	37	61.7%
25	83	22,845	39	36.9%

写真

写真

### ③学校体育施設の活用 【拡充】

社会体育施設の不足を補うため、小中学校の学校体育施設を開放し、市民に身近なスポーツの場を確保します。

また、学校体育施設を有効に活用するため、利用者のニーズに応じた施設の改修等も検討します。

学校体育施設開放の運営等については、学校と地域が施設を共同利用するという視点から、教育委員会・学校・地域社会が運営委員会等を組織して、学校の負担に配慮しながら運営する手法を検討します。

さらに、学校体育施設の安全かつ継続的な使用のため、光熱水費や施設使用料等の受益者負担について検討します。

#### ④スポーツボランティアの発掘及び育成 【拡 充】

地域スポーツを推進するため、体育協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等と連携し、スポーツの指導や大会の運営、スポーツ団体の運営等に関わるスポーツボランティアの拡充に努めます。

また、新たなボランティアの確保にあたっては、子育ての負担が軽くなる年代の女性や、定年退職した高齢者に積極的に働きかけ、スポーツボランティアへの参画を促します。

#### ⑤ 観るスポーツの機会の創出 【継 続】

トップレベルの競技者の高度なパフォーマンスを直接観戦することは、スポーツに参加するきっかけやスポーツに打ち込む意欲を高めることから、地元にあるプロスポーツチームと連携し、市民のスポーツ観戦を促進します。

#### ⑥スポーツ情報の発信 【拡 充】

いつ、どこで、どのようなスポーツが市内で開催されているのか、市公式ウェブサイトや広報紙、マスコミ等を活用して効果的に情報発信することで、より多くの市民にスポーツに関する情報を伝え、スポーツに参加することを促します。

### (2) 高齢者のスポーツ活動の支援

#### ①介護予防事業との連携 【継 続】

介護予防には、日頃の体力・健康づくりが重要であることから、高齢者を対象とした、介護予防教室が定期的に行われるように施設を確保し、関係課や総合型地域スポーツクラブ等と連携しながら開催し、健康増進等を図ります。

#### ②高齢者スポーツの支援 【拡 充】

急速に高齢化が進行し、市民の4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えるなかで、運動・スポーツを活用した健康づくりを進める必要があるため、これまで運動・スポーツをする機会が少なかった高齢者が気軽に始めることができる多様なスポーツの場の拡充を図ります。

### (3) 障がい者のスポーツ活動の支援

#### ①障がい者スポーツの支援 【拡 充】

障がいのある人が、障害の種類や程度に応じてスポーツを楽しめるよう、体育協会や総合型地域スポーツクラブ等と連携しながら、参加機会の拡充に努めます。

また、障がい者が、より気軽に、スポーツ活動に参加できるよう、スポーツ施設の整備・改善に努めます。

②障がい者スポーツ・レクリエーション大会の支援 【継続】

障がい者の健康増進や社会参加等を図るため、関係課・団体と連携しながら、障がい者の特性に配慮したスポーツ・レクリエーション大会を開催します。

(4) 競技スポーツの支援

①学校・社会体育施設の優先使用 【継続】

地域スポーツの推進を目的とする体育協会や総合型地域スポーツクラブ等の日々の活動を支援し、スポーツの裾野を拡大することが競技力の向上につながることから、練習や大会等が継続的に行えるように施設の優先使用に配慮します。

②国民体育大会や世界大会等出場支援 【継続】

全国・世界レベルの大会へ出場する選手が、トップレベルの選手間との試合を通じて、競技力の向上を図り、さらなる活躍につながるように、大会へ出場する選手の旅費等を負担し、経費軽減を図ります。

【支援者数】

年度	全国大会		世界大会	
	国民体育大会	その他	オリンピック	その他の国際大会
23	19	30	—	2
24	19	16	1	1
25	23	8	—	1

③顕彰制度の推進（成人） 【継続】

全国大会、世界大会等で優秀な成績を残した選手等について、鳴門市教育委員会表彰、体育協会表彰等の機会において表彰し、選手等のスポーツに対する意欲を高めます。

(5) スポーツ活動における安全の確保

①スポーツ安全講習会等の開催 【拡充】

スポーツ活動中の安全確保を図るため、指導者・審判等のスポーツ関係者を対象に、専門家を招いた熱中症対策、スポーツ事故対策、AED講習会等を開催し、不足の事態に備えます。

### 3. 市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

#### <現状と課題>

- ・ 市民が主体的に参画する地域スポーツ環境を整備する上で、体育協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員のスポーツ関連組織と連携し、取組を進めることが必要となります。
- ・ 体育協会は、市における体育の振興や市民の心身の健全な発達を目的としているが、これまでは、主に加盟団体に対する活動支援となっていたことから、すべての市民を対象としたスポーツ活動が求められています。
- ・ スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき委嘱しており、実技指導やスポーツ事業の運営については、実施されているものの、地域住民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネーターについては、十分でない面も見られるため、資質向上を図ることが求められています。
- ・ 総合型地域スポーツクラブは、地域の人々に年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、多種目、多世代、多志向のスポーツクラブであるが、市民の認知状況（「よく知っている」・「知っている」の合計）については、男性が9.7%、女性が15.2%と低くなっています。
- ・ 社会体育施設は、老朽化が進行しており、将来的な市民のスポーツの場を確保するため、スポーツニーズに応えるような施設の整備等について検討することが望まれています。

#### <基本方針>

市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備することは、各世代の交流の機会を創出するとともに、地域の一体感や活力の醸成につながり、地域が抱える人間関係の希薄化等の課題への対応策の一つとして重要な意義を有するものです。そこで、地域のスポーツの担い手である、体育協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員会等のスポーツ関連組織と連携し、スポーツ環境の整備に向けた取組を進めます。

## (1) 体育協会の活動支援

### ① 体育協会の活動支援 【拡 充】

体育協会と連携し、市民の主体的なスポーツ活動を支援することで、心身の健康保持増進に努めます。

また、体育協会加盟団体への財政支援については、支援目的を明確にすることで、団体の普及活動や競技力向上の取組の促進を図ります。

### ② 体育協会表彰式の開催 【継 続】

優秀な成績を残した選手、指導者、体育・スポーツの普及・発展に貢献した者の功績を称えることで、スポーツに対する関心を高め、競技力の向上を図るとともに、体育・スポーツの普及・発展につなげることを目的に、毎年12月に体育協会表彰式を開催します。

年度	鳴門市体育協会表彰			
	功労者表彰	優秀者表彰	奨励者表彰	優秀者特別表彰
23	5	15	2	0
24	4	10	6	3
25	4	22	1	0

写真

写真

## (2) スポーツ推進委員の育成・活動支援

### ①スポーツ推進委員の育成・活動支援 【拡充】

全国・四国研修会等へスポーツ推進委員を派遣し、専門的な知識や技術の習得を支援します。

また、総合型地域スポーツクラブの創設や運営への参画、スポーツ活動全般にわたるコーディネート等を促し、スポーツ推進委員の育成と活動の場の充実に努めます

## (3) 総合型地域スポーツクラブの活動支援

### ①総合型地域スポーツクラブの活動支援 【拡充】

総合型地域スポーツクラブの活性化のため、定期的にスポーツプログラムが実施できるよう、施設の優先的な使用に配慮し、誰もが気軽にスポーツを実施できる環境の整備に努めます。

また、市広報紙や公式ウェブサイト等を活用し、総合型地域スポーツクラブの認知度向上を図ります。

さらに、総合型地域スポーツクラブの持続的な運営が可能となるように、支援のあり方について検討します。

## (4) 関連組織との連携

### ①関連組織との連携 【拡充】

市民が質の高いスポーツ活動を実施できるよう、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、地元プロスポーツチーム等のスポーツ関連組織に、行政との連携を促し、スポーツ参加機会の創出、活動場所・指導者の確保等を支援します。

また、教育や福祉、観光等の機関との連携を図り、誰もがスポーツに参加できる環境の整備、スポーツを通じた市の活性化を目指します。

## (5) 新たなスポーツ施設の整備

### ①新たなスポーツ施設整備の検討 【検討】

既存施設の老朽化の現状を踏まえて、市民のスポーツの場が将来にわたって確保され、多様なスポーツニーズに応えられるよう、施設の整備について検討します。

# 資料編